

女性の政治参画マップ2019

政治分野における女性の参画拡大は、多様な民意の反映のため極めて重要です。平成30年には議会議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指す法律が施行されています。

都道府県	都道府県議会			市区町村議会	
	議員現員数(人)	女性議員数(人)	女性議員の比率(%)	女性議員ゼロの議会数	女性議員ゼロの議会比率(%)
北海道	98	13	↗13.3	53	↘29.6
青森県	46	3	6.5	20	50.0
岩手県	46	7	↗15.2	4	↘12.1
宮城県	58	6	10.3	5	↘14.3
秋田県	41	5	12.2	5	↘20.0
山形県	43	2	↗4.7	9	25.7
福島県	58	7	↘12.1	20	↘33.9
茨城県	60	5	↗8.3	4	9.1
栃木県	48	6	12.5	1	4.0
群馬県	48	2	↗4.2	11	↘31.4
埼玉県	83	9	↗10.8	1	1.6
千葉県	91	8	↘8.8	2	3.7
東京都	126	36	28.6	6	9.7
神奈川県	102	15	↗14.7	1	3.0
新潟県	51	2	↘3.9	2	↘6.7
富山県	39	3	↗7.7	3	20.0
石川県	43	3	↗7.0	4	21.1
福井県	36	3	8.3	0	↘0.0
山梨県	36	1	2.8	9	33.3
長野県	58	5	↘8.6	16	↗20.8
岐阜県	46	3	6.5	7	16.7
静岡県	67	3	↗4.5	8	↗22.9
愛知県	101	8	↗7.9	4	7.4
三重県	48	6	↗12.5	4	13.8
滋賀県	43	7	↘16.3	3	15.8
京都府	60	11	↘18.3	2	7.7
大阪府	86	4	4.7	0	0.0
兵庫県	85	11	↗12.9	4	↘9.8
奈良県	43	4	9.3	14	↘35.9
和歌山県	40	3	↗7.5	6	↗20.0
鳥取県	34	4	11.8	4	↗21.1
島根県	36	3	8.3	5	26.3
岡山県	52	6	↗11.5	6	↗22.2
広島県	64	4	6.3	1	4.3
山口県	47	5	↘10.6	3	15.8
徳島県	37	4	10.8	3	↘12.5
香川県	41	1	↘2.4	3	↘17.6
愛媛県	44	2	↗4.5	3	15.0
高知県	37	2	5.4	9	↘26.5
福岡県	83	8	↘9.6	10	↘16.7
佐賀県	36	1	2.8	4	↗20.0
長崎県	45	4	↘8.9	6	28.6
熊本県	47	3	↘6.4	16	35.6
大分県	42	2	4.8	4	22.2
宮崎県	37	2	5.4	7	↗26.9
鹿児島県	50	4	8.0	14	↘32.6
沖縄県	47	6	↗12.8	14	↘34.1
計	2,609	262	↘10.0	340	↘19.5

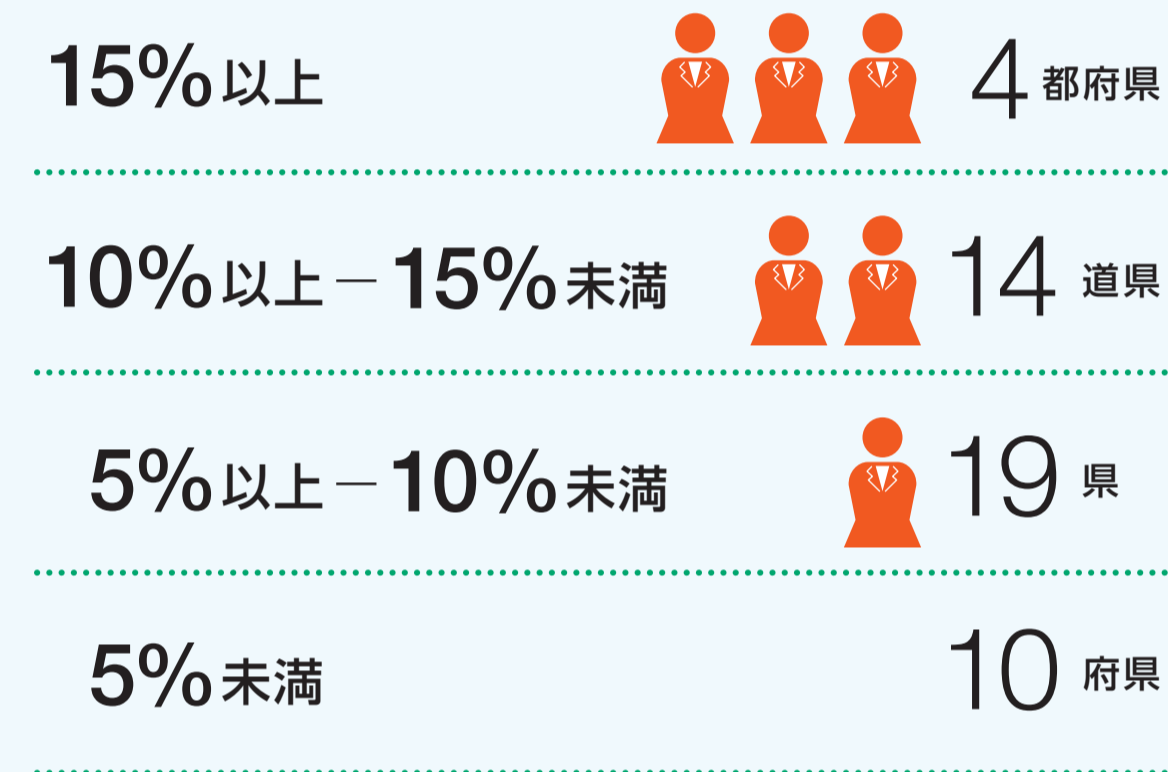
(注) 1. 総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」より作成(平成30年12月31日現在)
 2. 女性議員の比率及び女性議員ゼロの議会比率が前年から増加した場合は↗、減少した場合は↘
 3. 女性議員比率が最も低い方から5県を赤、高い方から5県を青とし、女性議員ゼロの議会比率が低い方から5県を青、高い方から5県を赤としている

首長

知事 [3名 / 47] ↘ 2名 / 47
 政令指定都市市長 [2名 / 20] → 2名 / 20
 市区町村長 [23名 / 1,721] ↗ 32名 / 1,721

令和元年6月13日現在 (全国知事会、全国市長会及び全国町村会調べ)

都道府県議会における女性議員の比率



全国平均 [10.1%] ↘ 10.0%

総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」より作成(平成30年12月31日現在)

(注) 首長について [] で付している数値は平成30年4月1日現在のもの、他の項目について [] で付している数値は前年のもの

議会の長

都道府県議会議長 [0名 / 47] → 0名 / 47
 政令指定都市市議会議長 [0名 / 20] → 0名 / 20
 市区町村議会議長 [54名 / 1,721] ↗ 59名 / 1,721

都道府県議会議長は平成30年10月1日現在 (全国都道府県議会議長会調べ)
 市区議会議長は平成30年10月1日現在 (全国市区議会議長会調べ)
 町村議会議長は平成30年7月1日現在 (全国町村議会議長会調べ)

女性議員がゼロの市区町村議会の比率



全国平均 [20.0%] ↘ 19.5%

総務省「地方公共団体の議会の議員及び長の所属党派別人員調」より作成(平成30年12月31日現在)



(注) 都道府県ごとの政治分野における女性の参画状況について示すべく、47都道府県の形を簡略化したもの

政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

平成30年5月23日公布・施行

目的 政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与すること

- 基本原則**
- ①衆議院、参議院及び地方議会の議員の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われること
 - ②男女がその個性と能力を十分に発揮できること
 - ③家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること

- 責務等**
- ①国・地方公共団体は、政党等の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、必要な施策を策定し、実施するよう努める(実態の調査及び情報収集、啓発活動、環境整備、人材の育成等)
 - ②政党等は、所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数について目標を定める等、自主的に取り組むよう努める

国会議員の女性比率

衆議院の女性議員比率 **10.1%**
 参議院の女性議員比率 **22.9%**

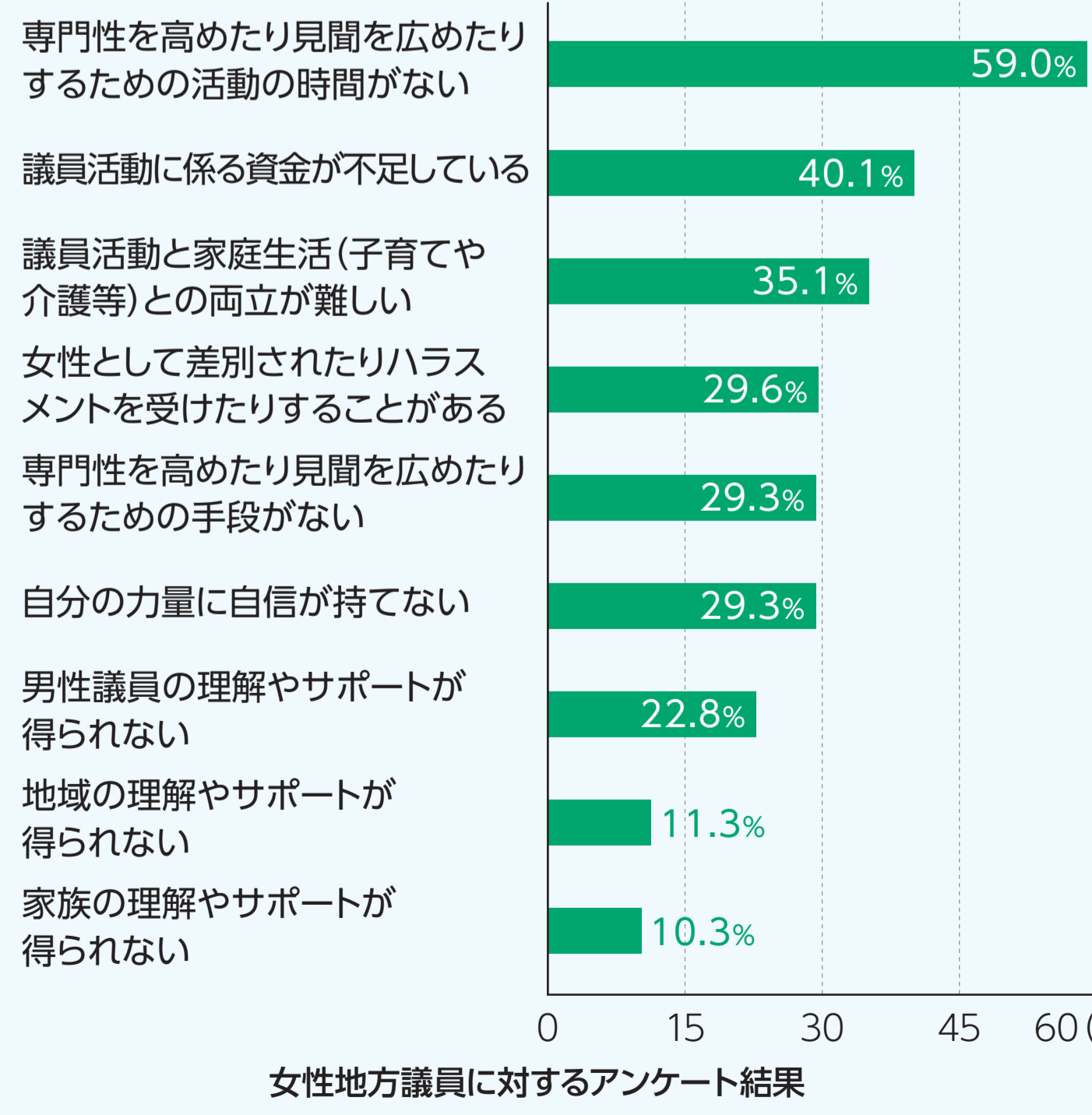
※ 衆議院議員は令和元年7月26日現在、参議院議員は令和元年7月30日現在(衆議院・参議院HPより)

世界の女性議員比率

世界平均 下院又は一院 **24.3%**、上院 **24.4%**
 日本の衆議院の女性議員比率は**164位**
 (下院又は一院制の順位)

※ IPU (列国議会同盟: Inter-Parliamentary Union) Open Data Platformより調査対象国は193か国(平成31年4月1日現在)

女性が議員活動する際の課題



出典: 政治分野における男女共同参画の推進に向けた地方議会議員に関する調査研究報告書(平成30年3月発行)

市区町村別の詳細は「**市町村女性参画状況見える化マップ**」で検索!